

概 説 国民が健康で文化的な最低限度の生活を営むことは、憲法によつて認められ、乏しい財源の中で、民生安定と社会福祉の施策が力強く押し進められている。

従来区の取扱事務として行われて来た保護事業の根幹をなす生活保護については、昭和26年10月、社会福祉法の施行にともない、直接都の取扱うところとなり、福祉事務所が開設された。

一方戦傷病者戦没者遺族等援護法に続き、昭和28年8月より恩給法の改正にともなう旧軍人恩給の請求事務が行われ、終戦以来11年、国民生活は安定への一途をたどっているが、なお社会保障制度の充実が叫ばれているので、本区は、昨年来国民健康保険実施の検討を初め、要保護世帯の更正、生業資金の貸付、公益質屋の庶民金融、児童福祉の為に保育園、失業救済の一助として共同作業所の経営、更に遺族慰安激励会、高齢者に対する感謝の集い、祝品の贈呈、その外最近世論の上昇過程にある青少年の問題については、区民の要望に応え、組織活動の強化を図るなど、区民生活の安定と、明るい社会の建設に努力している。

共同作業所

共同作業所は、一般事業及び失業対策事業が吸収することの困難な失業者を対象として、昭和23年4月より都の運営委託をうけて、社会事業協会（三田豊岡町）の建物を借用して発足したが、その後、昭和24年3月、白金民生館構内に建築移転し、翌25年10月、区へ移管され、その名称を、白金共同作業所と改称した。

昭和27年10月、作業所を前記民生館の隣りに増築し、二階では、折本作業を主として補導し、階下は製本作業の補導を行っていた。そして昭和31年5月には、箔押機を購入整備し、これら一貫作業による技術の修得と、作業所得の増加を計っている。

なお、作業所の運営については、区長の諮問機関として、共同作業所運営委員会を設け、区内の印刷業者、製本業者等の協力を得て、公正円滑なる運営を期している。作業施設規模、作業実績、作業工賃等は別表の通りである。

公益質屋

公益質屋業務は、昭和27年3月31日までは、都営であつたが、同年4月1日